

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月5日

【四半期会計期間】 第108期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

【会社名】 東京製鐵株式会社

【英訳名】 TOKYO STEEL MANUFACTURING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 西本 利一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル

【電話番号】 03(3501)7721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員(総務部長) 奈良 暢明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル

【電話番号】 03(3501)7721(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員(総務部長) 奈良 暢明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第107期 第1四半期 累計期間	第108期 第1四半期 累計期間	第107期
会計期間		自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
売上高	(百万円)	36,378	53,071	141,448
経常利益	(百万円)	3,533	4,060	4,994
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,136	3,634	5,889
持分法を適用した場合の 投資利益	(百万円)	-	-	-
資本金	(百万円)	30,894	30,894	30,894
発行済株式総数	(株)	155,064,249	155,064,249	155,064,249
純資産額	(百万円)	129,725	134,073	130,903
総資産額	(百万円)	173,210	200,613	185,887
1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	24.87	30.37	48.04
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	-	-	-
1株当たり配当額	(円)	-	-	16.00
自己資本比率	(%)	74.9	66.8	70.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していないので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していない。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
4. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(2021年3月26日)を当第1四半期会計期間の期首から適用している。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営んでいる事業の内容について、重要な変更はない。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

当第1四半期会計期間の資産合計は、前事業年度比で14,726百万円増加し、200,613百万円となった。負債合計は、前事業年度比で11,556百万円増加し、66,540百万円となった。

純資産合計は、前事業年度比で3,169百万円増加し、134,073百万円となった。

(2) 経営成績

当第1四半期累計期間の売上高は、53,071百万円(前年同期実績36,378百万円)となった。一方売上原価は、45,505百万円(前年同期実績29,030百万円)となった。販売費及び一般管理費は、3,850百万円(前年同期実績4,110百万円)であり、これらにより営業利益として3,715百万円(前年同期実績3,237百万円)を計上した。営業外収益は、為替差益が155百万円となったこと等により435百万円(前年同期実績355百万円)となり、営業外費用は、災害による損失が50百万円となったこと等により91百万円(前年同期実績59百万円)となった。以上から、経常利益は4,060百万円(前年同期実績3,533百万円)となった。特別利益は、固定資産売却益が0百万円となったことにより0百万円(前年同期実績13百万円)となった。特別損失は、固定資産除却損131百万円を計上したことにより131百万円(前年同期実績241百万円)となった。これに、法人税、住民税及び事業税301百万円、法人税等調整額 5百万円を計上した結果、四半期純利益は3,634百万円(前年同期実績3,136百万円)となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発活動の金額は34百万円である。なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はない。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	603,000,000
計	603,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	155,064,249	155,064,249	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)
計	155,064,249	155,064,249		

(注) 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株である。

(譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分)

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。以下同じ。)及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬として、自己株式の処分を行うことを下記のとおり決議した。

1. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、当社の取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と共に一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議し、同年6月26日開催の第105回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠の範囲内で、当社の取締役に対して年額1,920万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として20年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、承認を得ている。また、本制度により取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年8万株以内としている。

また、当社は、上記の目的で、当社の執行役員に対しても、同様の制度を導入している。

2. 自己株式の処分の概要

(1) 払込期日	2021年8月20日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,436株
(3) 処分価額	1株につき 1,022円
(4) 処分価額の総額	16,797,592円
(5) 割当予定先	取締役3名() 8,218株 執行役員7名 8,218株 監査等委員である取締役を除く
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2021年4月1日～ 2021年6月30日		155,064,249		30,894		28,844

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 35,369,700		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 119,653,100	1,196,531	同上
単元未満株式	普通株式 41,449		同上
発行済株式総数	155,064,249		
総株主の議決権		1,196,531	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権の数10個)含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式92株が含まれている。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 東京製鐵株式会社	東京都千代田区霞が関 三丁目7番1号霞が関東急ビル	35,369,700		35,369,700	22.8
計		35,369,700		35,369,700	22.8

2 【役員の状況】

該当事項なし。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)及び第1四半期累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がないので、四半期連結財務諸表を作成していない。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,332	15,121
電子記録債権	378	198
売掛金	17,877	16,760
有価証券	54,000	50,000
商品及び製品	15,760	23,179
原材料及び貯蔵品	11,944	11,937
その他	1,115	2,207
貸倒引当金	18	17
流動資産合計	105,391	119,387
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,796	6,655
機械及び装置（純額）	15,489	14,848
土地	32,800	32,800
リース資産（純額）	778	763
建設仮勘定	3,925	5,021
その他（純額）	5,108	4,912
有形固定資産合計	64,898	65,001
無形固定資産	231	243
投資その他の資産		
繰延税金資産	1,278	1,016
その他	14,087	14,964
投資その他の資産合計	15,365	15,980
固定資産合計	80,496	81,225
資産合計	185,887	200,613

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,072	33,506
電子記録債務	1,385	1,425
1年内返済予定の長期借入金	675	675
リース債務	260	260
未払金	2,348	2,791
未払費用	7,157	9,506
未払法人税等	160	387
賞与引当金	578	185
その他	3,375	5,013
流動負債合計	42,014	53,752
固定負債		
長期借入金	775	775
退職給付引当金	6,477	6,461
リース債務	483	419
その他	5,233	5,133
固定負債合計	12,969	12,788
負債合計	54,984	66,540
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,894	30,894
資本剰余金	28,844	28,844
利益剰余金	95,021	97,698
自己株式	29,367	29,481
株主資本合計	125,393	127,955
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,509	6,117
評価・換算差額等合計	5,509	6,117
純資産合計	130,903	134,073
負債純資産合計	185,887	200,613

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
売上高	36,378	53,071
売上原価	29,030	45,505
売上総利益	7,347	7,565
販売費及び一般管理費	4,110	3,850
営業利益	3,237	3,715
営業外収益		
受取利息	4	5
受取配当金	142	152
仕入割引	17	52
為替差益	86	155
受取賃貸料	54	54
雇用調整助成金	44	6
その他	5	9
営業外収益合計	355	435
営業外費用		
支払利息	5	5
売上割引	28	26
災害による損失	-	50
その他	25	8
営業外費用合計	59	91
経常利益	3,533	4,060
特別利益		
固定資産売却益	13	0
特別利益合計	13	0
特別損失		
固定資産除却損	241	131
特別損失合計	241	131
税引前四半期純利益	3,306	3,929
法人税、住民税及び事業税	179	301
法人税等調整額	9	5
法人税等合計	170	295
四半期純利益	3,136	3,634

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は2021年4月1日より企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)及び企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(2021年3月26日)を適用している。収益は、顧客との契約で明確にされている対価に基づき、変動対価及び顧客に支払われる対価を考慮して測定し、製品に対する支配が顧客に移転した時点で認識している。これにより、従来顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していたが、当該対価の総額から変動対価及び顧客に支払われる対価に該当する販売関係費用を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、当第1四半期累計期間の税引前四半期純利益に与える影響は無い。また、利益剰余金の当期首残高への影響も無い。

なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしている。なお、四半期財務諸表に与える影響は無い。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当第1四半期会計期間における新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、前事業年度の有価証券報告書の(追加情報)に記載した内容から重要な変更はない。

(四半期貸借対照表関係)

資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年6月30日)
投資その他の資産	0百万円	0百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
減価償却費	1,486百万円	1,301百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,024	8.00	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	957	8.00	2021年3月31日	2021年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2020年4月1日至2020年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

当社は、鉄鋼事業の単一セグメントであるため、記載を省略している。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自2021年4月1日至2021年6月30日)

	鉄鋼事業	合計
売上高(百万円)		
日本	38,610	38,610
アジア	5,293	5,293
その他	9,166	9,166
顧客との契約から生じる収益(百万円)	53,071	53,071
外部顧客への売上高(百万円)	53,071	53,071

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期累計期間 (自2020年4月1日 至2020年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自2021年4月1日 至2021年6月30日)
1株当たり四半期純利益	24円87銭	30円37銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	3,136	3,634
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	3,136	3,634
普通株式の期中平均株式数(株)	126,117,062	119,667,820

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月5日

東京製鐵株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

浅野 俊治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

會田 大央

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京製鐵株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の第1四半期会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東京製鐵株式会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して

実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管している。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていない。